

平成 25 年第 4 回定例会総務委員会会議録

平成 25 年 12 月 3 日 (火)
午前 10 時～午前 11 時 13 分
第 1 委員会室

出席者氏名

委員長	椎 塚 俊 裕	副委員長	伊 藤 悦 子
委員	深 沢 幸 子	委員	北 澤 満
委員	岡 部 洋 文	委員	桜 井 昭 洋

出席説明員

総務部長	川 村 光 男	政策推進部長	直 井 幸 男
議会事務局長	佐 藤 久 雄	市長公室長	松 尾 健 治
危機管理監	出水田 正 志		
総務課長	石 引 照 朗	税務課長	永 井 正
収納課長	岡 野 雅 行	契約検査課長	大 竹 喜 明
危機管理室長	植 竹 勇	企画課長	龍 崎 隆
財政課長	飯 田 俊 明	情報政策課長	宮 川 崇
まちづくり推進課長	青 山 悦 也	会計課長	高 野 郷 美
監査委員事務局長	油 原 正	危機管理室課長補佐	猪瀬武 (書記)

事務局

議会事務局次長 松 本 博 実

議 題

- 議案第 1 号 龍ヶ崎ブランドアクションプラン策定審議会条例について
- 議案第 2 号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 龍ヶ崎市歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 龍ヶ崎市文化会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 10 号 龍ヶ崎市農業公園豊作村に係る指定管理者の指定について
- 議案第 11 号 龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園に係る指定管理者の指定について
- 議案第 12 号 龍ヶ崎市佐貫中央第 1・第 2 駐輪場に係る指定管理者の指定について
- 議案第 19 号 平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 6 号) の所管事項について

椎塚委員長

それでは、ただいまより、総務委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第19号の所管事項の9案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。はじめに、議案第1号「龍ヶ崎ブランドアクションプラン策定審議会条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

それでは、龍ヶ崎ブランドアクションプラン策定審議会条例についてご説明をいたします。ブランドアクションプランを策定するために審議会を設置する条例であります。ブランドアクションプランにつきましては、平成24年度に基礎調査を終了しております。ブランドアクションプランの委託契約につきましては、平成25、26の継続で、現在策定中であります。審議会につきましては、学識経験者や関係団体などから様々なご意見等をお伺いするために審議会を設置するものであります。それでは、第1条からご説明いたします。まず、第1条で設置の規定を設けております。ブランドアクションプランについて審議会を置くということにしております。定義でございます。第2条にブランドアクションプランとはということで市の知名度アップ及びイメージアップに向けた取組みを行うための計画をいう。ブランドアクションプランを作成するための審議会であります。所掌事項でございます。第3条に市長の諮問に応じ策定に関し調査及び審議を行うものとする。諮問に応じということは付属機関になります。第4条で組織を規定しております。委員は10人以内。委員の構成は学識経験者、市内の公共的団体等の役員又は職員ということで、こちらにつきましては観光協会、商工会、まちづくり・文化財団等を想定しております。学識経験者につきましては流大の観光関係の先生にお願いする予定です。市の職員は副市長を予定しております。第4号でその他市長が必要と認めた者を規定しております。任期については第5条で規定しております。調査及び審議が終了するまでの期間としております。会長及び副会長につきましては第6条に規定しております。委員の互選により定めます。第7条では会議を規定してまいりまして、運営について規定しております。第8条庶務でまちづくり推進課において処理することが規定されています。第9条条例以外に必要な事項は市長が定めることとしております。付則で施行期日が公布の日から施行するとしております。2項で龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行いまして、報酬が龍ヶ崎ブランドアクションプラン策定審議会委員として、会長は月額4,800円。委員が月額4,400円ということで規定しました。以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

質疑でも十分、いろいろな形で質疑ができましたので、ほんとに何点か教えて下さい。第4条のなかで10人以内というお話がありました。各項目の人数割りと女性の占める割合をどういうふうに考えているか教えて下さい。

青山まちづくり推進課長

それぞれでいきますと、学識経験者が1名、それから市内の公共団体等の役員又は職員が5名、それから市の職員が1名という形で考えています。今、考えているメンバーのなかでは、女性の方、1名が入る予定であります。

深沢委員

女性の意見はとても大事だと思いますので、女性の占める割合、増やせるものであれば、その他市長が必要と認めた者のなかでも、女性を入れていただければと思います。ワークショップをされますよね。ワークショップをする時には、女性を入れていただいて、色々な大きなことでなくても、きめ細かなところは女性から意見をとるのも大事かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第2号「龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

川村総務部長

それでは、議案第2号「龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。議案書が4ページから8ページになります。新旧対照表が1ページから13ページになります。本日は条例改正の概要と、少しわかりやすくした参考資料をお配りしております。お配りした条例改正の概要に添って説明をさせていただきます。今回の改正につきましては地方税法の改正が平成25年3月30日に公布されたことから、それに準じて条例の改正を行うものであります。主な改正点は大きく分けて2点あります。1点目が公的年金からの特別徴収制度の改正です。公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から21年10月の年金支給から市民税の特別徴収を運用しておりますが、一部の問題を解決するためのものであります。まず、32条は地方自治法の改正です。46条の2です。これが一つ目です。転出した場合においても特別徴収を継続することが出来るという改正です。現在、公的年金から特別徴収されているものが、区域外に転出した場合には、特別徴収を停止して普通徴収に切り替えることになっています。これが個人住民税におきましては市外転出者を普通徴収に切り替える理由はなく、転出した場合においても特別徴収をする体制をとっております。本則第46条の5。これが2つ目でございます。年間徴収税額の平準化を行うために改正するものです。現行の仮徴収制度があります。仮徴収というのは、上半期の4月、6月、8月です。前年度の2月分の税額を仮徴収税額として公的年金等にかかる所得金額や所得控除額の変動によりまして、ある年度の特別徴収額が大きく増減した場合に仮徴収税額と本徴収税額、本徴収税額とは下半期の10月、12月ですが、この税額が乖離する状態が生じてしまって、この乖離が翌年度にも継続してしまうこととなります。このように一旦差が生じた場合に本徴収額と仮徴収額が不均衡を平準化することが出来なかったところであります。このため、仮徴収する期別ごとの税額を前年の年税額の6分1と平均化して本徴収税額と仮徴収税額の平準化を図るものであります。これにつきましては、平成28年10月からの特別徴収に適用されます。大きな2点目でございますが、金融所得課税の一体化についてです。これは付則の第11条3の規定でございます。まず、これまでの利子割の課税対象となっておりました特定公社債等の利子等につきまして、課税対象から除外したうえで、配当割の対象とする改正に伴いまして、平成28年1月1日以降に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子等について納税者が申告した場合は所得割の課税対象として申告した場合は3%の税率により分離課税とするものです。続きまして付則の第20条、これまでの金融課税におきましては、株式等と公社債等に分けて課税方式が定められていました。今回の改正によりまして、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税において上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税としたうえで特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組み替えることとしまして、上場株式等及び譲渡損益の間にだけ認められていた損益通算について特定公社債等及び上場株式等の間で利子配当及び譲渡損益、損益通算の範囲を拡大させようとするものです。一般公社債等の譲渡所得については、翌年度の所得割の課税対象として3%の税率による分離課税とする改正を行うものです。様々な金融資産の運用から生じる所得を金融所得としてひとくくりにして課税するものであります。現行では金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されていまして、公社債等の上場株式とで課税方法が異なって個人投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況でしたが、この損益通算の拡大によりまして多様な金融商品に積極的に投資しやすい環境が整うものでございます。続いて付則の第20条の2です。これにつきましては、これまで非課税とされていた公社債、投資信託等の運用投資信託の譲渡益の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については、株式等譲渡所得割の課税対象とし、納税義務者が申告した場合には、3%の税率による分離課税とする改正を行うものであります。これ以外の改正条文がありますが、これにつきましては地方税法の条項新設とか条項の繰上げ、繰下げ、引用条項の改正であります。最後に議案7ページにありますが、付則がありまして、今説明した改正の施行の期日と経過措置を定めております。これについては平成28年1月1日から施行されますが、この内、年金特徴関連につきましては平成28年1月1日以降の特別徴収から、金融証券関連につきましては平成29年1月1日より市民税について適用さ

れるものであります。説明は以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員

説明が専門的すぎてよく分かりません。まず、46条5項についてですが、要するに、急に所得税が所得の関係で市民税が変更になるという人たちは大体何人くらいいたんですか、それと、市民税がうんと変るというところのものというのは、具体的にどのようなものがあるんでしょうか。もう一つは金融所得の一本化ですけども、もっとわかりやすく教えて下さい。ようするに私が思っているのは、公社債については、損が出てもそのまんま。益が出れば税金がかかりますけども、損した分を利益が出た分で差し引いて課税になるという、簡単に言えばこういうことですかね。その辺の確認です。

永井税務課長

それでは、まず公的年金の差が見込まれるということですが、今回3千500人ほど対象者がおりまして、年金が2倍を超える差が生じる方が740人、反対に1/2に減ってしまう方が約450人ほどいると見込まれています。それから、年金の特別徴収の差が生じるのはどういうケースがあるかといいますと、所得で一般的に年金であれば変更は平準化でないんですが、医療費控除とかですね、例えば、その年に入院をされて医療費が多くかかって医療費控除、その他、扶養が増えたとか減ったという、そういうことで、所得に変更があった場合に、そういう今までの一定の額から増えたり減ったりすることが生じます。それから、金融関係ですが、伊藤委員言われたように、今までは株取引等で損が出た場合、申告することにより損益した分を翌年度に繰越して、例えば翌年儲かった場合に前年のマイナス分を相殺してということなんですが、今回、公社債等もそこに含まれるということで、損益が出た場合も翌年度に繰越して、株で儲けた部分からマイナスしてという改正でございます。以上でございます。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

ご異議がありますので挙手採決といたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することに、賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号「龍ヶ崎市 行政財産使用料 徴収条例の一部を改正する条例について」、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

それでは、議案第4号「龍ヶ崎市 行政財産使用料 徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。こちらにつきましては、トイレ内壁面に広告を掲載して使用料を徴収するという改正でございます。別冊の新旧対照表17ページになります。別表第2に会議・集会に類するもの下のところに、広告、トイレ内壁面、月額、1区画あたり縦42cm・横297mm以内、月額1,000円を徴収するというものでございます。具体的な掲載場所については1階の男子トイレの小便器の前、3箇所、大体、眼の高さに広告の文書を入れた額を設置します。1,000円の根拠ですが、床面積から色々なコストを出して、内壁面ですので、床面積から算出することは出来ませんので、栃木県庁で実際にやっていた月額1,250円がありましたので、こしか例がありませんでしたので、1,000円ということにしております。施行は公布日から施行するとしております。説明は以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

今、部長からの説明で、栃木県庁を調べられたということです。栃木県庁ではどんな広告が掲げられていたのですか。

飯田財政課長

栃木県庁に赴いてみたわけではございませんが、ネットで調べますと、当市で考えておるようなA3版のプレートで、栃木県庁の場合、1階と15階の男子トイレということに限られています。当市で考えられているような男子トイレの前にA3版のプレートを設置して、そこに広告を掲載すると、そのような内容であったと思います。

深沢委員

広告の内容です。

飯田財政課長

申し訳ございません。どんな広告が掲載されていたかまでは把握しておりません。ただ、これは想定範囲なんです。特に飲食店とかそういったものはないであろう。トイレに関連した設備関係とか、そういったものが、ある程度、広告としては可能なのかなと思います。

深沢委員

ちょっとイメージが、どういうものを広告に出すかわからなかったんで。職員の提案制度ということなので、職員の提案制度は素晴らしいと思います。どんどん出していただいて、やれればいいなと思っています。これは男子トイレですが、違うことが職員さんから出てきたら、また素晴らしいなと思います。

伊藤委員

こういう広告が出来ますよという周知。周知は限定したところになりますか。

飯田財政課長

周知につきましては、広く市民の方にお知らせします。参考までに申し上げますと、東京メトロで同じような取組みをされています。トイレの壁面自体に募集の広告を出したということがありました。ただ、広告を出しましたが、実際、応募は無かったということもあります。

伊藤委員

ちゃんと応募できるように力を尽くしてほしいなと思います。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第6号「龍ヶ崎市歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について」、議案第7号「龍ヶ崎市文化会館に係る指定管理者の指定について」、議案第10号「龍ヶ崎市農業公園 豊作村に係る指定管理者の指定について」及び、議案第11号「龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園に係る指定管理者の指定について」、の4案件については、当市の公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は、別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部から説明願います。

直井政策推進部長

それでは14ページに議案第6号があります。議案第7号、議案第10号、議案第11号につきましてもご説明いたしたいと思えます。まず、昨日の質疑のなかでも説明をしておりますけど、今回、歴史民俗資料館、文化会館、農業公園豊作村、龍ヶ岡市民農園につきまして、地方自治法244条の2、第1項及び、それぞれの設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を指定するという事で議会の議決を求めますのでございます。昨日、ご説明したように外郭団体、公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団に指定をするわけでございますけど、この指定にいたった経緯について若干ご説明をさせていただきたいと思えます。まず、本年4月に龍ヶ崎市指定管理者による公益施設の管理運営についての基本方針を取りまとめています。その中で、外郭団体の設置の目的、と同様の目的で設置されている施設につきましては、当該外郭団体が施設管理及び事業運営を一体的に実施することで、当該施設の設置目的が効果的に達成されると判断される場合には・・・できるとされています。さらに、同じく本年4月に外郭団体の運営に関する指導・支援等についての基本方針を策定しております。こちらの中で、それぞれの施設の性格、経営状況等及び各外郭団体の経営状況、設立趣旨等を検討し引き続き外郭団体を指定管理者として選定できるよう経営改善への指導・支援に努めることとしたものでございます。この基本方針に基づきまして、指定管理者選定委員会を外郭団体のプレゼンテーション。そして、ヒアリングを行いまして、10月10日の指定管理者選定委員会で評価を行い決定をしたものでございます。そして、10月15日に市長に報告したものでございます。議案第6号は龍ヶ崎市歴史民俗資料館を公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団とするということで指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間ということでございます。次に16ページ議案第7号龍ヶ崎市文化会館、指定管理者となる団体は公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団でございます。18ページ議案第10号龍ヶ崎市農業公園豊作村、具体的にはレンタルファーム、湯ったり館が豊作村の施設になります。団体の名称、期間については同様でございます。24ページ議案第11号龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園の指定管理者の指定ということで、具体的には龍ヶ崎市龍ヶ岡市民農園のレンタルファームの指定管理でございます。管理棟、クラブ棟は除いております。管理棟につきましては今後、予定ですが3月議会で市民交流センターというものにしていきたいと設置条例を提案する予定でございます。そちらで管理をすることになるかと思えます。指定管理者の団体、期間も同様でございます。以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか

伊藤委員

運営に関する基本方針ということで、経営改善をすると言われましたが、具体的にどんな指導をしていくのかということと、今まで指定管理をされてきた中で利用に関する改善、そういうことも含めて今後の方針をお伺いします。また、指定管理料金そのものについては、どんなふうになるのでしょうか。

青山まちづくり推進課長

経営改善に関しましては、今まで平成18年から指定管理やっているんですけど、特に一番大きかったのは、各財団が合併したということで、スケールメリットですか、そういう形で改善を図っています。

それから、実際、給料の方ですが、市のほうと同じでしたが、5%ほど減額しております。それから、それぞれ、今後も含めて、指定管理のなかで、新旧事業の見直しをやっていきたくて考えていまして、例えば歴史民俗資料館では屋外展示場にある店、昔の店、夏に1回、市民の方がお店を開いているのですが、その他にもう少し、お店を開けられないかなど、それから企画展示室が財団がやっている時だけしか開いていないんで、他の時に市民の方に、例えば自分の趣味の絵とか写真とか、そういうものを展示したらいいんじゃないかと、そういう工夫も考えています。

それから文化会館につきましては、市民フェスティバル、文化フェスティバルやっいまして、春と秋にやっているんですけど、そういう形、それから一番は市民参加型の事業を展開していくのがいいのではないかとということで、例えば今もやっているんですけど、子どもたちに対するバンドの練習や講習会などを拡充していきたいと思えます。

それから10号の方の豊作村ですが、湯ったり館に関しましては公益財団関係もありましたが、地域交流文化施設として各種体験教室ですね、折り紙、押し花教室、グラウンドを利用したサッカー大会、それから広間を利用した囲碁将棋大会、そういったことで今までの単なる、お風呂というよりも地域交流施設としての位置づけをしてきましたので、その辺をもう少し広げていきたいと思えます。

それからレストランについては、来年、切り替えなんですけど、今回、公募した結果、今の業者になったんで、もう1度、例えば地場産業を使った料理を作っていただくとか、そういったことで、湯ったり館に来ていただければと思います。

それから、反対側の農業公園ターミナルのほうですが、温室で野菜等を販売してるんですが、これは、色々なイベント等に出まして販売しております。コミュニティセンターなどでコミュニティセンター祭りがあるんで、そういう中でも販売していきたいということで計画を立てています。それから長寿会などのグラウンドゴルフ大会をやっていたら、その後、湯ったり館に入っていただくというような企画もしたいなと思っています。

それから、龍ヶ岡市民農園に関しましては利用率を拡大していきたいなと思います。大体今、今回の指定に関しまして団体の方から出された意見をくみとったものです。

最後の指定管理料金です。これについては、5カ年の協定を結びまして、債務負担行為ですか、こちらをやりまして、毎年、予算のなかで計上していくということで、効率的な色々な査定をして、指定管理料金を決めていくということになります。公募はとらない形で、今までと同じような形で協定を結んでいくということになります。

深沢委員

農業公園で今年の終わりに寄植えの募集をかけました。りゅうほーに掲載して。そしたら、10時からということで、10時から始まって、ずっとお話中で、15分したら満杯だというお話がありまして、あまりにもどうなのかというお話がありまして、毎回、同じ人ということはないでしょうが、その辺、もう少し工夫していただきたい、毎回、同じ人がいくとか、それから10分、15分で終わるとかないように、お願いできればなというお話がありましたので、付け加えさせていただきます。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。
議案第7号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。
議案第11号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第12号「龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場に係る指定管理者の指定について」、執行部から説明をお願いします。

川村総務部長

議案第12号「龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場に係る指定管理者の指定について」であります。議案書26ページから27ページであります。これにつきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の期間におきまして龍ヶ崎市佐貫中央第1・第2駐輪場の指定管理者として日本環境クリアー株式会社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第

16条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。これにつきましては、受付を行った結果、二つの事業者より応募がありまして、指定管理者選定委員会で書類審査並びにプレゼンテーションを経まして候補者として選定したものであります。以上です。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか

伊藤委員

2つの事業所の応募しかなかったということですが、応募のやり方とか期間とか、そこについて1点。それと、指定管理料ですか。自転車の場合は市に収入がありますよね。その収入は今回はいくらになって、その算出根拠。それと、前回は指定管理にする時に市民の要望をアンケートをとるとかありましたが、実際、今回の指定管理ではどうなのか。今度、指定管理される場所ですが、日本環境クリアー株式会社の経営状態、5年間、指定管理を任せても大丈夫なのかという点について、審査はしているのでしょうか。あと、審査の方法、どんなことを審査対象にしているのか。その結果についてお伺いいたします。

植竹危機管理室長

まず、応募の期間についてですが、応募につきましては、主な経過としまして、5月22日に庁議にかけて、仕様書及び申請要領の内容を説明しまして、一部修正をかけたしまして、それを6月21日から7月12日、この間、募集要領の配付をしまして、募集を行いました。そして、その後、7月2日、企業、団体を市に集めまして、内容の説明、駐輪場の見学ということを行いました。

続きまして、市の収入、金額の根拠ということでございます。これにつきましては、前回、今まで指定管理しておりました。その当時の金額の算定方法、その当時、平成19年の4月から20年までの1年間の収入、そして、それに伴う支出といったものを基にしまして、その中から、差し引いた金額、これを二分の一にしまして、二分の一が市に納付する金額といったことで、その時に示し、その金額が基に、納付金額が業者から示されました。また、今回も同じ形で平成24年度の売り上げ額を基に支出額、色々必要となる経費を差し引きまして、また2分の1にした金額、そういった金額を示し、募集を行いました。結果、業者の方から、日本環境クリアー株式会社から示された数字が26年度は、200万、27年度は210万、28年度は220万、29年度は230万、30年度は240万ということで、26年度200万円から毎年、10万円づつ金額を上げるような形で示されたものでございます。

次に、アンケートを行ったかということにつきましては、市民向けのアンケートはとりませんでした。

それと、経営状況、そういった内容につきましては、指定管理者選考委員会というところを、市の庁議メンバー、そして、流大の教授、学識経験者ということで、そういった方々によりまして審査を頂きまして、経営状態も、そちらで、確認していただきました。

龍崎企画課長

指定管理者選考委員会の事務局は企画課で行っていますので私からご説明させていただきます。審査にあたりましては、管理運営の面、経営の面、また、施設をどんなふうに経理とか施設をどのようにやっていくか、また、経費削減策をどのようにやっていくかということで、大きく5項目、細かくいいますと、20項目程度で審査基準表を作りまして、それぞれの委員が審査基準表に基づきまして、点数づけをしまして、それぞれの審査をしたものを選定委員会で話し合っただけで最終的に評価をして選定したという流れでございます。

伊藤委員

それで前回の5年間は多分、市が指定管理料は320万という予定だったけど、プラス10万で330万ということだったと思います。今後、5年間については、100万くらい減ってしまうということについては、その辺どんなふうに考えているのかということと、駐輪場の利用率、利用率が凄く減ったということなんですか。その辺、明らかにしてほしいのですが、100万円収入減るとするのは5年間だから500万は減ります。

植竹危機管理室長

まず、金額が減ったということにつきましては、利用率が大幅に減りまして、平成19年度と平成24年度の年間利用率につきまして調査をしました。そうしたところ、自転車につきましては、佐貫第1でありますと、15%、原付バイクで9.1%の減です。佐貫第2につきましては、自転車につきましては、10.1%、原付バイクで7.5%の減ということで、ほぼ10%近くの減になっております。そのようなことから、平成22年度に使用料金の収入につきまして、1522万あったものが、平成24年度には1329万円と約200万円、この2年間で落ち込みました。そして、今年度、平成25年度につきましても、これをさらに下回るといった恐れがあったために、このような金額になったものであります。

伊藤委員

利用率が平均で10%落ちているからやむをえないと判断したわけですね。

植竹危機管理室長

利用率、収入の金額から算定しまして、そういった金額になりました。

伊藤委員

利用率の減についての要因はどんなことと捉えていますか。

植竹危機管理室長

利用率の減につきましては、年齢別の人口でみますと、年代のなかで人口が多いと言われているのが、60歳から64歳まで、そして、3番目には65歳から69歳ということがございます。こういった60歳代の方、60歳から69歳の方々が都内に通勤していたサラリーマン、そういった方々が定年を迎え駅を利用されなくなったことと、また、子どもの人数、子どもの自転車を駅に預けることの減少、また、1世帯当りの車の保有台数、そちらのほうが増えまして、様々な要因がありまして、こういった減少になったものと考えております。ちなみに、佐貫駅から乗る人の数で、2000年に1万6800人にいたものが、2011年には、1万4000人といったことで、このように減っているといったことが数値的にも上がっています。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第12号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第19号「平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事項について」、執行部から説明をお願いいたします。

直井政策推進部長

それでは、別冊の議案書を開いていただきたいと思います。1ページでございます。議案第19号「平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）」でございます。歳入歳出それぞれ14億3694万を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億817万4千円とするものであります。今回、繰越明許費も補正ということで第2条で規定をしまして追加が第2表にあります。3表で継続費の補正を行っております。第4表は債務負担行為補正で行います。

今回の補正予算の概要についてでございます。歳入の主なものにつきましては、塵芥処理組合の談合事件に係る損害賠償金の返還、横田農場ライスセンター建設の補助、市税の所得割及び固定資産税の現年課税分の増でございます。

歳出の主なものにつきましては、塵芥処理組合の談合事件に係る損害賠償金の返還金相当の地域振興基金への積立、生活保護費扶助費の増、横田農場ライスセンター建設の補助、関鉄竜ヶ崎線車両・コミュニティバスへのラッピングの経費、職員給与費としまして退職者の給料減、勸奨退職者の負担金等でございます。

それでは所管事項についてご説明いたします。まず、4ページをお開きください。

川村総務部長

第4表の債務負担行為補正の追加です。1番上の人事評価業務委託契約です。これにつきましては、人事評価制度の研修と評価の支援を委託しております。4月1日から業務開始のために今年度中に契約をするものです。次に例規集システム利用及び更新業務委託契約です。これにつきましては、5年契約になりますので、5年契約にするための債務負担行為の設定です。

直井政策推進部長

次に市公式サイトシステム利用契約です。これにつきましては、ホームページの利用契約です。次に広報等印刷製本及び配送にかかる業務委託契約です。これにつきましては、広報紙の印刷製本、そしてポスティングによる配送の請負契約です。次に庁舎総合管理業務委託契約です。本庁者の警備、電話の交換、総合案内、清掃等の委託契約です。次に庁舎管理にかかる業務委託契約です。本庁舎の電気工作物、非常通報、西部・東部出張所の非常通報の委託契約です。納入通知書作成及び封入封緘業務委託契約です。電算処理しましたデータを納入通知書に印刷する経費と封入封緘の委託契約です。住基ネットシステムにかかる業務委託契約です。住基ネットシステムの業務委託契約です。住民情報基幹システム運用保守業務委託契約です。総合福祉システム利用契約は、現在システム構築中ですが、構築しましたら26年4月1日からすぐに使えるようにするものであります。地域情報化システムにかかる保守業務委託も同じです。5ページをご覧ください。牛久沼白鳥飼育管理業務委託契約です。観光物産センター管理運営業務委託です。今回の債務負担行為の補正につきましては、来年当初から業務を遂行するため今年度中に契約締結を要するものであり39件あります。複数年契約に関するものが4件あります。

続きまして歳入でございます。

川村総務部長

市税です。個人所得割現年課税分です。景気がゆるやかに回復基調にあるなかで、事業、不動産、農業、株式等にかかる個人所得が上向いたことによりまして、個人所得割の調定額が増額したものです。今回は7519万8千円の増額補正です。続きまして固定資産税です。償却資産の現年課税分です。新しく進出した新規店舗や既存企業による建替え、改修、そして、大規模な設備が行われる等ししまして、償却資産の調定額が増額したものです。6838万6千円の増額です。

直井政策推進部長

地方交付税です。震災復興特別交付税として109万8千円でございます。年2回交付される予定です。来年3月にも、もう1回交付される予定です。11ページをご覧ください。

川村総務部長

総務費委託金です。選挙啓発推進事業費、参議院議員選挙費、開票速報事務委託費、いずれも7月21日に執行しました選挙の精算措置でございます。

直井政策推進部長

繰越金です。一般会計繰越金1億7138万2千円です。財源調整のための繰越金でございます。次に歳出でございます。13ページをご覧ください。

川村総務部長

職員給与費（総務管理）です。これは総務部と政策推進部の職員の給与が概ね入っていますが、給料につきましては中途退職者の減額分。職員手当等につきましては、勸奨退職者が2名でしたので、特別負担金が主なものです。共済費については中途退職者の減額分です。次に臨時職員等関係経費です。これについては、県補助金の対象となります緊急雇用創出事業の方に対象者分を代替事業に振替したための減額です。次に職員管理費、人事給与システム補正ですが、臨時職員等の給与システムを導入するものでありまして、嘱託職員ほか臨時職員の一括管理をすると一元化によってシステムを導入するものであります。次に契約事務費。これについては契約事務情報システム修整ということで、消費税改正対応にプログラムを改修するものです。

直井政策推進部長

地域情報化推進費です。委託料につきましては、WindowsXPのサポートが来年4月に終了することになっていきます。20台分のパソコンの設定であります。20台分はファイルメーカー等、動作環境でWindowsXPを使用して

いたものであります。備品購入費はパソコン 20 台分です。

川村総務部長

職員給与費（交通安全）です。これは危機管理室の交通防犯課職員の給与でありまして、職員手当等については時間外勤務手当の増加によるものであります。

直井政策推進部長

基金費です。公共施設維持整備基金費積立金ということで、24 年度に土地の売払い収入を積立てるものであります。地域振興基金費です。塵芥処理組合の談合事件の賠償金の積立てでございます。

松尾市長公室長

市制施行 60 周年記念事業です。コミュニティバス及び関東鉄道竜ヶ崎線車輛ラッピング事業です。コミュニティバス及び関東鉄道竜ヶ崎線車輛にご当地キャラクター「まいりゅう」をペイントするための費用でございます。委託料についてはコミュニティバスの循環型・・負担金については関東鉄道への実費相当額の負担となっております。

川村総務部長

徴税费です。職員給与費（徴税）です。これは税務課と収納課の職員給与です。職員手当は職員の時間外手当の増加分です。賦課事務費です。委託料と備品購入費がありますが、これは WindowsXP のサポート終了による地図情報システムパソコン購入と設定費用です。参議院議員選挙費です。7 月 21 日に執行しました選挙の精算措置でございます。21 ページをお願いします。

直井政策推進部長

観光物産事業です。提案しています議案第 1 号 龍ヶ崎ブランドアクションプラン策定審議会の設置条例をお願いしていますが、委員の報酬、10 人の 2 回分です。旅費につきましては委員の費用弁償であります。以上でございます。

椎塚委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

北澤委員

XP が終了でバージョンアップするということですが、OS は何になりますか。

宮川情報政策課長

Windows 7 になります。

深沢委員

4 ページ第 4 表の広報等印刷製本費及び配送にかかる業務委託契約についてですが、以前は、広報紙は町内でやっていましたが、今は 1 軒 1 軒配られるようになりました。その理由と、配送している業者はどのようなのか教えていただければと思います。

宮川情報政策課長

りゅうほーについては、従前はりゅうほーが月 1 回、お知らせ版が新聞折込で月 2 回ということで行って見直しをしまして、りゅうほーを月 2 回発行すると。そんな関係で今までは自治会を通じて配付をしていただいたんですが、負担があるとか、色々ありまして、協議をしたんですが、自治会においては、りゅうほーが届くのにかかかってしまうところもありまして、なるべく早くお届けしたいということも踏まえまして、検討した結果、つくば市で同様なことを行っておりまして、素早く市民に配付していることを聞きましたことから、当市でもそういうことで、導入したということでもあります。

また、業者は調査した結果、2 社程度しかありませんで、現在は茨城 I S という読売新聞系の業者をお願いしているということです。

深沢委員

委託料はどれくらい払っていますか。

宮川情報政策課長

年間 960 万円程度です。

深沢委員

13 ページの市制施行 60 周年記念事業、「まいりゅう」のコミュニティバスのラッピングとか、関鉄のラッピングについて、イメージがわからないので、どのようになるのか教えて下さい。

松尾市長公室長

まず、バスのほうですが、既にデザインされてますので、今のデザインとバッティングしますとまずいものですから、それとバッティングしない空間を上手に利用して、そこに2箇所程度、まいりゅうを載せるようなイメージです。また、関東鉄道は3両車両があるそうですが、その内の1両に完全に車両全体にまいりゅうを載せるんですが、同じポーズでもつまらないという意見もありまして、色々なポージングを考えていますが、今、具体的なものについては、鋭意検討中ということです。

深沢委員

そういうのに対して公募はかけないのですか。

松尾市長公室長

車両全体のデザイン性もありますので、公募というよりは、運行業者だったり、専門のデザインの方と調整させていただいて決定していきたいと思います。

深沢委員

せっかくの60周年記念ですので、皆さんにアピールするにはとってもいいと思うんですよ。まいりゅうのバスが走っていると、そのことがわかるようなものでないと、いつやってたのみたいなことになる、違うんじゃないかと思いますので、その走っているということも周知していただきたいし、関東鉄道も周知していただきたいと思います。旧市内で色々なイベントやって5万人きた、10万人きたといってもニュータウンに行くと、そんなことやってたのという方がとても多いんです。向こうの方には知れ渡っていかないというか、いつのまにかやったということしか知らないんです。是非、周知をしっかりとっていただきたいと思います。もう大成功で龍ヶ崎市全体で60周年お祝いしたという形にしたいので、よろしくお願いします。

椎塚委員長

他にございませんか。別にないようですので採決いたします。議案第19号、本案は原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。